

菅政権は、企業の立地環境の改善と雇用確保のために、法人税率の5%引き下げを目指している。それに伴う税収減はどのようにして穴埋めすべきだろうか。

野田佳彦財務相は「法人税率引き下げの減税分は、法人税の課税ベース拡大で補てんすべきだ」という立場。一方、産業界は「法人税率引き下げの効果を得るには、法人

法人税率引き下げの財源

日本総合研究所理事 翁 百合

「税収中立とすることは受け入れられない」と反発している。

確かに、欧米各国でも法人税率の引き下げ時には、法人に対するさまざま



まな課税ベース拡大措置もとられていた。だ

が、そうした事例を参考にする場合にも、日本と欧米の税制の違いを念頭において検討する必要がある。

例えば、欠損金の繰り越し控除は、法人税負担

の平準化により、黒字に転換しつつある企業の再生を支援する効果があり、欧米先進国は、わが国の7年間よりかなり長い期間の控除を認めている。ドイツは08年の法人税率引き下げに先立って、04年に繰り越し控除の適用を一部制限した。

しかし、控除を無期限で認めているため、制限を加えても、法人税負担の平準化機能を過度には阻害しなかった。

これに対し、もともと控除期間の短い日本では、現行の欠損金繰り越

しを厳しく制限すると、事業再生に取り組んでいる企業にとって、黒字になった途端、税負担が重くなり、再建の障害となることが懸念される。

法人税率引き下げの財源探しに必要な視点は、まず引き下げの目的を確認し、租税特別措置などの各種税負担軽減策の今日的意義や、縮減した場合の経済的影響をよく見極めることだ。その上で、所得税や相続税、消費税なども含めた税体系の抜本的見直しの議論も踏まえ、結論を出してほしい。